

令和2年3月24日

恵田小保護者の皆様

岡崎市立恵田小学校
校長 牧野 守

春季休業期間中の児童の運動機会の確保について（通知）

児童の運動機会の確保について、岡崎市教育委員会より通知がありました。

下記のとおり運動場を開放します。

なお、今後、文部科学省や愛知県教育委員会から新たな通知等が出された場合には、内容を変更する場合がありますので、御承知おきください。

記

- 1 児童生徒の運動機会の確保のための運動場開放について
上記の通知に則り、運動場を開放する。（体育館については開放しない）
- 2 運動場開放利用の留意事項
 - (1) 利用者は、恵田小の児童とする。ただし、恵田小児童が利用する場合は、その家族も利用できる。
 - (2) 利用者は、発熱や体調不良のない健康な児童（及びその家族）とする。
 - (3) 開放日と開放時間は、春季休業中の平日、午前9時から午後4時とする。
※春季休業中4月1日～4月3日は使用不可とする。
 - (4) 遊具等の利用は可とする。（一輪車はふだん自分で使用しているもの可）
※一輪車利用希望者は職員室へ。職員が解錠する。終わったら職員室へ
 - (5) 学校のボール等は、共用による感染拡大を防ぐため貸し出ししない。
 - (6) 利用者は、公共のルールやマナーを守り、他の利用者の安全に留意する。
 - (7) 保護者の責任のもと安全に留意し、保護者同伴で利用する。（登下校含む）
※複数以上の児童が利用する場合、1名は保護者が同伴する。
※本利用は、学校管理下の使用にはあたらない。
 - (8) 利用にあたっての申し込み等は必要ない。利用前と利用後に、職員室に利用開始、終了の報告をする。

（連絡先：岡崎市立恵田小学校 教頭 45-2225）